鋳造品及び鍛鋼品の製造方法の承認に関する申込書

（一財）日本海事協会　　申込日：

支部／事務所 御中　　文書番号：

製造者名：

担当者名及び連絡先：

Tel：　　Fax：

E-mail：

下記製造工場について、鋼船規則 K 編 1 章 1.2 並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領第 1 編 3 章に基づき、
鋳造品及び鍛鋼品の製造方法に対する

□承認　□承認の更新　□承認の変更　□承認の取下げ

を申込みます。

１．製造工場名：　（和）

（英）

２．製造工場住所：　（和）

（英）

３．用途：　□船体用部品　□内燃機関用部品　□クランク軸
□推進軸系用部品　□動力伝達装置用部品
□蒸気タービン用部品　□配管用部品　□揚貨装置用部品
□ボイラ及び圧力容器用部品　□液化ガスばら積船用部品
□その他（　　）
（クランク軸を申込む場合、鍛造方法を備考に記入すること）

４．材料区分：　*（承認取得希望の材料区分を裏面の表で選択すること）*

５．材料記号：　*（承認取得希望の材料記号を裏面の表に記入すること）*

６．自社で実施する製造工程：　□造塊　□鋳造　□鍛造　□鍛造及び圧延　□熱処理

７．他社に外注する製造工程：　□N.A.
□造塊　（外注先[含 承認番号]：　　）
□鋳造　（外注先[含 承認番号]：　　）
□鍛造　（外注先[含 承認番号]：　　）
□鍛造及び圧延（外注先[含 承認番号]：　　）
□熱処理（外注先[含 承認番号]：　　）

８．その他：

９．承認番号/証書番号
（更新/変更/取下げの場合）：

備考：

表　鋳造品及び鍛鋼品の材料区分／材料記号

材料区分		材料記号
鋳造品	□炭素鋼鋳鋼品 （鋼船規則Ｋ編５章 5.1）	
	□合金鋼鋳鋼品 （鋼船規則Ｋ編５章 5.1）	
	□ステンレス鋼鋳鋼品 （鋼船規則Ｋ編５章 5.3）	
	□低温用鋳鋼品 （鋼船規則Ｋ編５章 5.4）	
	□ねずみ鋳鉄品 （鋼船規則Ｋ編５章 5.5）	
	□球状黒鉛鋳鉄 （鋼船規則Ｋ編５章 5.6）	
	□その他	
鍛鋼品	□炭素鋼鍛鋼品 （鋼船規則Ｋ編６章 6.1）	
	□合金鋼鍛鋼品 （鋼船規則Ｋ編６章 6.1）	
	□ステンレス鋼鍛鋼品 （鋼船規則Ｋ編６章 6.2）	
	□低温用鍛鋼品 （鋼船規則Ｋ編６章 6.4）	
	□その他	